

事例番号:320263

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 30 週 0 日 胎動自覚消失

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 30 週 2 日

10:12 胎動を感じないため搬送元分娩機関を受診

10:30- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

13:00 胎児機能不全の疑いで当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 30 週 2 日

13:05- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

13:55 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出、横位

胎児付属物所見 臍帯過捻転あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 2 日

(2) 出生時体重:1300g 台

(3) 臍帯静脈血ガス分析: pH 7.36、BE -1.9mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、極低出生体重児、新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 8 ヶ月 頭部 CT で両側側脳室の拡大と視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 5 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、新生児科医 2 名、研修医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 30 週 0 日頃に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考ええる。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性はある。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠経過中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関における妊娠 30 週 2 日の受診時の対応(超音波断層法実施、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 搬送元分娩機関における胎児心拍数陣痛図の判読(基線細変動消失)と対応(胎児機能不全の疑いと診断、酸素投与、高次医療機関への搬送)は、いずれも適確である。

- (3) 当該分娩機関入院時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施)は一般的である。
- (4) 当該分娩機関における胎児心拍数陣痛図の判読(基線細変動消失)と対応(胎児機能不全の診断で帝王切開を決定)、および文書を用いて説明し同意を得たことは、いずれも一般的である。
- (5) 入院から 55 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯静脈しか採血できなかったのであればやむを得ない。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU に入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

陣痛開始前に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

陣痛開始前に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。